

2014年3月13日 全5頁

政府税調委員の株式課税強化提案の問題点

法人課税引下げの代替財源として配当・譲渡益の課税を強化

金融調査部
制度調査担当部長
吉井 一洋

[要約]

- 2014年3月12日、政府の税制調査会は、第1回の法人課税ディスカッショングループを開催し、法人税減税に関する議論を開始した。
- 第1回で示された論点整理では、各委員の意見として「資本所得（配当所得やキャピタルゲイン）課税の見直し」が盛り込まれている。
- 配当とキャピタルゲインの個人への課税を、法人税減税に合わせて強化することについては、少なくとも、1. 「貯蓄から投資へ」や金融所得課税一体化に逆行する、2. 株式の二重課税（配当・キャピタルゲイン）が拡大する、という点で問題がある。

1. 「貯蓄から投資へ」、金融所得課税一体化に逆行

第1回の法人課税ディスカッショングループの配布資料で、「資本所得（配当所得やキャピタルゲイン）課税の見直し」という記述があるのは、「法人課税の改革に当たっての論点の整理」¹の「（参考）各委員のご意見の整理」の「6. 他税目との関係（新税を含む）」という部分である。

個人が受け取る上場株式等の配当・譲渡益への課税は、2014年1月1日から、税率が10%から20%に引き上げられたところである。税率が引き上げられたのは、今後の金融所得課税の一体化に向けて、公社債や預貯金の利子と税率を揃えるためである。さらに、2013年度税制改正では、公社債の利子・償還差益、譲渡益についても、金融所得課税一体化に向けた見直しが行われている（適用は2016年1月1日以後）。与党の平成26年度（2014年度）の税制改正大綱でも、今後さらに、金融所得課税一体化を進める方向性が示されている。

金融所得課税一体化の大きな柱は、配当・譲渡益・利子、さらにはデリバティブの利益を含

1

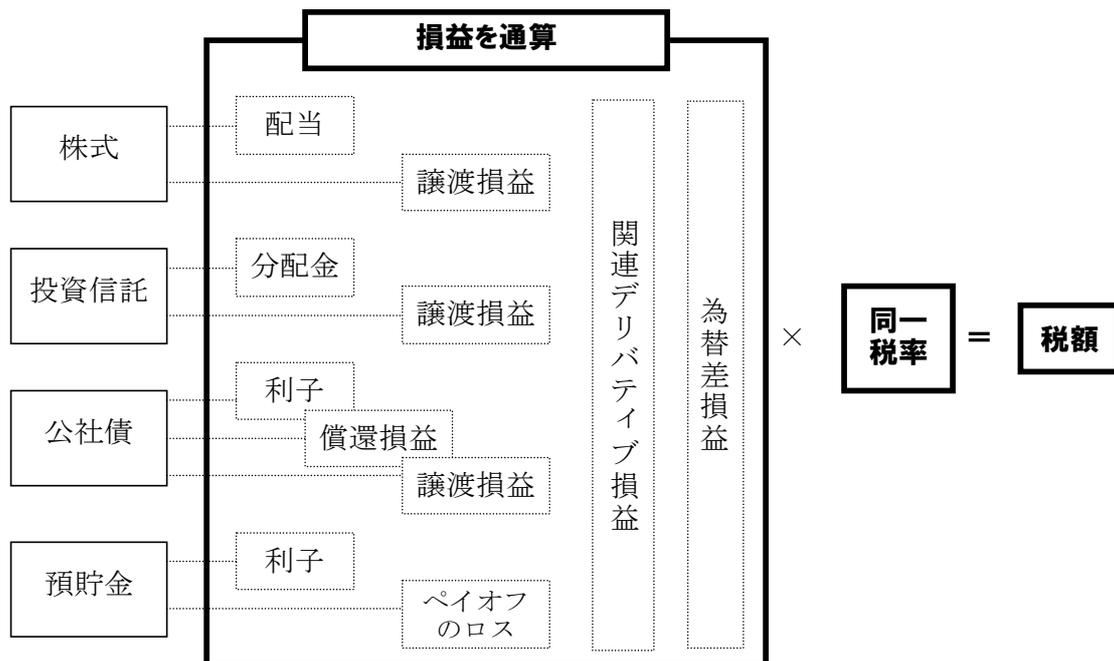
http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/discussion3/2013/_icsFiles/afieldfile/2014/03/12/25dis31kai4.pdf

む金融所得を、総合課税でなく分離課税とした上で、税率を一本化し、金融所得内での損益通算を幅広く認めることである。税率を一本化した分離課税とすることにより、税制が簡素となる他、金融所得内での所得の種類の変換による税率の軽減といった操作も防止できる。金融所得内での損益通算を認めることで、損失分の税負担を軽減（即ち、国がリスクを分担）することで、リスクを負った投資を行いやすくするという効果も期待される。

政府税調の金融小委員会が2004年6月にとりまとめた「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」でも、金融所得課税一体化の意義として、以下が挙げられている。

- ①「貯蓄から投資へ」の政策要請の下での投資環境の整備
- ②金融商品間の中立性の要請（課税の中立性）
- ③簡素でわかりやすい税制
- ④投資リスクの軽減

図表1 金融所得課税一体化のイメージ図



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

仮に、法人税減税に合わせて、上場株式等の配当や譲渡益の課税を現状よりもさらに強化した場合、金融所得間で税率を揃えるという前提が崩れる。預貯金の利子よりも株式の税率は高くなる上に、税率が異なる利子や償還差益との損益通算も認められなくなる可能性があり、リスクを負った投資も行いづらくなる。

国策として「貯蓄から投資へ」を推進するため NISA を導入しながら、通常の上場株式等の配当や譲渡益の課税を強化するのは矛盾するように思われる。

あるいは NISA は一般の個人向けで、上場株式等の配当や譲渡益の課税は富裕層をターゲットとしているという意見もあるかもしれない。しかし、NISA は限度額が小さく、時限措置であり、損失が控除できないため、それほど大きなリスクが負担できるわけではない。リスクを負った投資は、ある程度資金に余力のある層が中心になっているという現実を踏まえる必要がある。

また、オーナー企業などが、経営者に支払われる給与等を配当に転換して税率を引き下げることを懸念する向きもあるかもしれない。しかし、現行税制では、発行済株式数の 3% 以上を保有する株主が受け取る配当金は、その企業が上場企業等であっても、原則として、総合課税とされている。したがって、そのような所得の転換を行う意味は乏しい。

課税強化する資本所得に利子を含める場合は、上述の金融所得課税一体化に逆行する問題は生じない。しかし、一般的な給与所得者の多くは、金融所得の税負担が、総合課税よりも重くなると思われる。「金融資産ゼロ世帯」の増加への対応や若年時からの投資を促進するといった観点からは望ましくない。配当・譲渡益・利子などといった「足の速い」金融所得の場合、課税強化をすると海外流出を招きかねないとの指摘もある。わが国の居住者の場合、全世界の所得が課税対象となるものの、海外で生じた所得をわが国の税務当局が捕捉することは容易ではない²。金融所得の税率を現行の 20% から引き上げることについては、慎重な対応が望まれる。

2. 株式の二重課税（配当二重課税及び株式譲渡益の二重課税）が拡大

1 で、金融所得課税一体化の大きな柱として、配当・譲渡益・利子などの税率を一本化することを挙げたが、税率を一本化しただけでは配当・譲渡益と利子の実質的な税負担について中立性は保たれない。なぜならば、株式の場合は、発行会社段階と個人株主の段階の二重課税の問題が生じるからである。

配当については、発行会社の段階で法人税等が課税された利益から分配が行われ、その分配に対して個人の段階でも課税が行われる。これに対して同じく金融商品である預金や社債の利子については、支払銀行や支払会社の法人税の計算上、損金に算入されており、法人段階で税負担は生じておらず、個人の段階でのみの課税となる。

さらに、法人税等と所得税等の二重課税は、株式譲渡益にも生じている。発行会社で課税済みの所得が配当されずに内部留保され、その分だけ株価が上昇する。内部留保が株価に反映された後に株式を譲渡した場合、この内部留保の増加部分については、個人の段階でも課税が行

² 国外への送金等について金融機関から国外送金等調書が税務当局に提出されるが、1 回 100 万円以下の場合には提出不要であるため、100 万円以下に細分化して送金した場合は報告されないことになる。2013 年から国外財産調書の提出が義務付けられるようになったが、自主申告に基づくものであり、12 月 31 日時点の国外財産の合計額が 5,000 万円以下であれば、提出は不要である。OECD では、G20 の支持の下、非居住者が自国において有する金融機関の口座情報を年 1 回集めて自動的に交換する仕組みを 2015 年末までに開始する方向で検討しているが、基本的には OECD 加盟国や G20 の国・地域が対象である。

図表 2 株式の二重課税（配当・譲渡益と利子の実質税負担比較）

法人実効税率 35%（現行）の場合

	利子 100	配当 100	内部留保 100
法人課税 35%	0(損金算入)	▲35 (100×35%)	▲35 (100×35%)
法人課税後の所得	100	65	65
所得課税 20%	▲20 (100×20%)	▲13 (65×20%)	▲13 (譲渡益課税) (65×20%)
トータルの税率	20%	48%	48%
手取り	80	52	52

(注 1) 復興特別所得税・復興特別法人税は考慮していない。

(注 2) 配当について総合課税を選択した場合、配当控除考慮後の税率は、配当も含めた課税所得金額が 330 万円以下は 7.2%で上記の手取りは 60.32、同 330 万円超 695 万円以下は 17.2%で上記の手取りは 53.82 となる。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課

図表 3 株式の二重課税（配当・譲渡益と利子の実質税負担比較）

法人実効税率を 25%に引き下げた場合

	利子 100	配当 100	内部留保 100
法人課税 25%	0(損金算入)	▲25 (100×25%)	▲25 (100×25%)
法人課税後の所得	100	75	75
所得課税 20%	▲20 (100×20%)	▲15 (75×20%)	▲15 (譲渡益課税) (75×20%)
トータルの税率	20%	40%	40%
手取り	80	60	60

(注 1) 復興特別所得税・復興特別法人税は考慮していない。

(注 2) 配当について総合課税を選択した場合、配当控除考慮後の税率は、配当も含めた課税所得金額が 330 万円以下は 7.2%で上記の手取りは 69.6、同 330 万円超 695 万円以下は 17.2%で上記の手取りは 62.1 となる。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課

なわれ、配当と同様に二重課税が生じている。実際、わが国の株価と内部留保の増加を見ると連動性が見られる。配当落ちが起こるといえることは、逆にいえば、配当されず内部留保された分は株価に反映されているということがいえよう。この株式譲渡益課税の二重課税問題に関しては、例えば、米国で配当・株式譲渡益の税率を引き下げる際に議論となった。米国の税制改革諮問委員会が 2005 年 11 月に公表した報告書でも取り上げられている。また、かつてノルウェーでは、株式譲渡益の二重課税の調整方法として、内部留保の増加分を、株式の取得費に加算する方法がとられていた。

個人株主から見た場合、法人税減税は、配当のみならず譲渡益（内部留保相当部分）で生じる二重課税を縮小する有効な措置である。株式ではなく株式投資信託に投資している場合でも、信託財産内の株式については、発行法人段階で法人税減税により調整が行われる。

仮に法人税の実効税率が、35%から 25%に引き下げられれば、法人段階での所得を 100 とした場合の個人株主段階での配当・譲渡益（内部留保相当部分）での手取りは、52 から 60 に増加し、公社債や預貯金の利子の手取り 80 との格差は現在よりも縮小する。株式の配当所得や譲渡益への課税の強化は、この格差の縮小を帳消しにする（あるいはかえって拡大させる）可能性がある。よって、二重課税調整の観点からも、株式の配当・譲渡益の税率を引き上げることは望ましくない。

3. 今後の貯蓄から投資、金融所得課税一体化に逆行

「法人課税の改革に当たっての論点の整理」では多様な論点を取り上げられており、配当とキャピタルゲイン課税の見直しに特別に焦点が当たっているわけではない³。座長の大田弘子氏が提出した「法人税改革の論点について」⁴では、「1. これまでの議論を踏まえて、次の点を出発点にしてはどうか」という項目の「(1) 法人税改革の目的を明確にして取り組む」で、「法人税は、投資や配当や賃金を通して家計に結びついている」と述べられており、個人株主における株式の所得税と法人税の二重課税の問題にも言及しているように思われる。

しかし、他方、出発点の一つとして挙げられている「(4) 単年度・法人税の枠内だけではなく税収中立をはかる」では「法人税の枠内ではなくより広い税目で税収中立をはかる」とされており、所得税の課税強化がセットとなる可能性が示唆されている。その際に、給与所得控除を縮小して庶民の税負担を重くするのではなく、株式の配当やキャピタルゲインの課税を強化し富裕層に負担をさせるべきだという、ある意味、情緒的な議論につながるおそれはある。今後、NISA の拡充を検討する際の足かせになる可能性もある。「6. 他税目との関係」では「(新税を含む)」とされており、「金融取引税の導入」などが検討される可能性もある。今後の議論の動向に十分注意をする必要がある。

³ 株式に関しては、「4. 課税ベースのあり方」として、法人株主の受取配当の益金不算入制度の見直しが挙げられている。

⁴

http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/discussion3/2013/_icsFiles/afieldfile/2014/03/12/25dis31kai3.pdf